

○ 石川県警察航空隊の運営に関する訓令の全部改正について

〔 令和 3 年 6 月 21 日 備 甲 達 第 100 号
石 川 県 警 察 本 部 長 か ら 部 課 署 長 あ て 〕

対号 平成 5 年 9 月 20 日 付 け 地 発 第 4051 号 「 石 川 県 警 察 航 空 隊
の 運 営 に 関 す る 訓 令 の 制 定 に つ い て （ 通 達 ） 」

この度、石川県警察航空隊の運営に関する訓令（平成 5 年石川県警察本部訓令第 8 号）の全部を改正し、令和 3 年 6 月 21 日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 改正の概要

警察用航空機（以下「航空機」という。）については、大規模災害発生時の迅速な対応、広域運用の強化、災害対処能力の向上等が強く求められていることを踏まえ、航空隊及び航空機の運用に関する事務を生活安全部地域課から警備部警備課に移管するとともに、航空隊の主たる任務を、災害その他の場合における警備実施を行うこととし、さらに航空隊長、運航責任者、安全担当者等の責任を明確化して、その位置付けを整理した。

2 改正の趣旨及び内容

(1) 航空業務の基本

ア 航空業務計画の策定期間の変更（第 2 条第 2 項関係）

航空機の運用に係る予算及び人事が年度単位で行われるため、航空業務計画（以下「計画」という。）の策定を年単位から年度単位に改めることとした。

イ 計画の報告（第 2 条第 3 項関係）

災害対応等における航空機の迅速かつ的確な運用を担保するべく、計画の策定後速やかに、これを警察庁長官に報告することと

した。

ウ 計画に基づく教育訓練の実施（第2条第4項関係）

ホイスト救助訓練、機動隊等の部隊と連携した訓練等の航空業務に関する教育訓練は、災害対応はもとより各種任務において、航空機を適切に運用するために必要不可欠であることから、計画に基づき、所要の教育訓練を実施することとした。

(2) 事務の移管（第3条関係）

災害対応等における航空機の迅速かつ的確な運用のため、航空隊及び航空機の運用に関する事務を警備部警備課に移管することとした。

なお、移管後も地域警察活動において適切な運用ができるよう、航空隊員を地域部門との兼務としている。

(3) 航空隊の任務（第5条関係）

災害対応等における航空機の迅速かつ的確な運用のため、災害その他の場合における警備実施を航空隊の任務に明記した。あわせて、当該任務を航空隊の主たる任務として位置付け、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務については、航空隊が航空機を運用することにより支援する業務とした。当該支援業務については引き続き重要な任務であることから、移管後にあっても、これらの任務を円滑かつ的確に遂行するとともに、初動対応、緊急配備等において航空機を適切に運用することとした。

また、これら任務の遂行に当たっては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図るものとした。

(4) 責任の明確化

ア 航空隊長の職務（第6条関係）

航空隊長（以下「隊長」という。）の責任の明確化を図るべく、航空隊の運営、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に加え、航空機の運航及びその安全に関すること（第6条第1項第1

号)、航空機等の整備に関すること(同項第2号)並びに航空業務に関する教育訓練に関すること(同項第3号)に係る業務の統括を、隊長の職務として新たに明記した。

なお、隊長は、警察本部長による指揮監督の下、航空業務に関する教育訓練の内容、方法等を検討の上、実際に教育訓練を行う。

また、航空機事故の防止に関する計画、整備計画及び訓練計画並びに月別運航計画(以下「事故防止計画等」という。)の作成を、隊長の職務として新たに位置付けた(第6条第2項)。事故防止計画等の作成については、これまで運航責任者の業務として位置付けてきたものの、実際には航空隊を運営・指揮監督する隊長の責任においてなされてきた実態を踏まえ、その責任が隊長に存することを明確化した。

さらに、隊長は、航空隊の運営に当たっては、他の所属及び部門と緊密に連携させなければならないことを明記した(同条第3項)。

イ 運航責任者の位置付け(第7条関係)

上記アのとおり、航空機の運航及びその安全に係る業務等の統括が隊長の職務として明記されることを踏まえ、運航責任者を、改正規則(警察用航空機の運用等に関する規則の一部を改正する規則(令和3年国家公安委員会規則第1号)をいう。)による改正後の警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第8条第1項各号に掲げる業務の実施について隊長を補佐する者として位置付けた。

ウ 運航責任者の代行者に係る規定(第7条第2項関係)

隊長は、あらかじめ航空従事者の中から運航責任者の代行者を指定し、運航責任者が不在のときに、規則第12条(機長の指定)並びに第13条第1項及び第2項(飛行計画の承認等)に規定する運航責任者の業務を代行させることができることとした。

なお、当該代行者は、警察官であるか否かを問わない。

エ 安全担当者の位置付け（第8条関係）

上記ア及びイを踏まえ、運航責任者を運航及び整備の両面から補佐するべく、安全担当者を、航空機の安全運航に必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等への提供に関する業務を担当する者として位置付けた。

3 航空機の支援要請手続（第14条関係）

航空機の支援要請手続は、警備部警備課長を経由して行うものとする。

なお、緊急配備における航空機の出動については、石川県警察の緊急配備に関する訓令（昭和52年石川県警察本部訓令第16号）第18条の規定による。

4 警察職員以外の者の航空機搭乗（第15条関係）

警察職員以外の者を航空機に搭乗させることができる基準を明記した。

5 運航基準及び整備基準（第17条関係）

運航基準及び整備基準とは、運航責任者が担当とする航空機の運航及び航空機等の整備に関する業務実施基準であり、これを別に定め、航空業務の一層の適正化に資することとした。